

山鹿市交際費の支出及び公開に関する基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和8年3月25日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市交際費の支出及び公開に関する基準の一部を改正する基準

山鹿市交際費の支出及び公開に関する基準（平成17年山鹿市告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図るため、市を代表して交際を行う市長等（市長、副市長及びこれらの者の代理として当該交際を行う者をいう。）の交際上必要な経費（以下「交際費」という。）の支出及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条を次のように改める。

（支出区分及び支出基準）

第3条 交際費の支出区分及び支出基準は、別表に定めるとおりとする。

第5条中「交際費は、」を削り、「（別記様式）により、その内容を」を「は、」に改め、「とともに山鹿市情報プラザにおいて閲覧に供することにより行う」を削る。

別表供花の項中「供花」を「生花」に、「現職の市政関係者（本人）への慶弔に際し、標準的な市価により」を「社会通念上妥当と認められる範囲で、現に必要とする額の」に改め、同表香料の項中「現職の」及び「（本人、配偶者及び一親等の血族）へ」を削り、同表弔辞（弔詞）・弔電の項を削り、同表見舞金の項第1号を削り、同項中「(2) 事故見舞い又は災害見舞い」を「災害見舞い等」に改め、同表会費の項中「金額」を「額」に改め、同表祝金・御樽の項中「(1) 」を削り、「1万円以内」を「社会通念上妥当と認められる範囲の額」に改め、同項第2号を削り、同表土産・記念品の項中「額」の次に「の土産・記念品」に改め、同表その他の項中「市政の運営等に資するその他の経費に係る額」を「社会通念上妥当と認められる範囲で、現に必要とする額又はその額のもの」に改める。別記様式を削る。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。